

制限付一般競争入札公告
社会福祉法人 東観音寺保育園 大規模改修工事

令和6年11月8日

社会福祉法人 東観音寺保育園 理事長 木村直仁

1. 入札方式 制限付一般競争入札

2. 入札に付する事項

- (1) 工事名称 社会福祉法人 東観音寺保育園 大規模改修工事
- (2) 工事場所 豊橋市小松原町字坪尻14番地の2
- (3) 工 期 契約の締結翌日から令和7年6月30日まで
- (4) 工事概要 園舎大規模改修工事
改修部分 園舎 RC 造2階建 延床面積 614.5㎡
改修部分 遊戯室 RC 造平屋建 延床面積 180.0㎡
上記工事に係る建築工事、電気・機械設備工事、外構工事、撤去工事等

3. 入札参加資格

次の(1)～(6)をすべて満たしていること。

- (1) 豊橋市内に本社(本店)を置き、建設一式工事について、豊橋市の定めた等級 A 格付業者のうち直近の経営事項審査における総合評価値(P点)が1000点以上である業者(令和6年11月1日時点)
- (2) 平成26年4月1日以降に元請として保育園、認定こども園又は幼稚園のいずれかにおける延べ床面積300㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築一式工事を完了した実績を有する業者
- (3) 法の規定による建築一式工事の特定建設業者許可取得業者
- (4) 公告日から落札決定の日までの期間及び過去2年間において建設業法第28条による営業停止処分及び豊橋市より指名停止措置を受けていないこと
- (5) 会社更生法または民事再生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (6) 本公告日から落札決定の日の期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者

4. 受付期間

- (1) 受付期間 令和6年11月8日(金)から令和6年11月13日(水) まで
土日、祝日は除く (4日間)
- (2) 受付時間 午前9時から午後3時まで

(3) 受付場所 豊橋市小松原町字坪尻14番地の2

社会福祉法人 東観音寺保育園 電話をしてから来園すること

0532-21-2562

(4) 申込希望者は受付期間内に、「制限付一般競争入札申込書」に必要事項を記載し

提出すること。その際、経営事項審査結果通知書の写しを添付すること

※申込書を提出しない者は、入札に参加することができないものとする

5. 現場説明

(1) 行わない

6. 入札執行日時、場所

(1) 入札執行日時 令和6年11月20日(水) 午前10時(時間厳守)

(2) 執行場所 豊橋市小松原町字坪尻14番地の2 東観音寺保育園 遊戯室

7. 入札参加資格の確認

「3. (2)入札参加資格」に記載されている内容が確認できるものとして、入札時に、履行実績を確認するため契約書(写)や仕様書(写)、契約の相手方による履行証明書など持参すること

8. その他

(1) 入札執行回数は、1回とする。ただし、開札の結果、予定価格超過により落札候補者がいない場合は再度入札を行う。開札の結果、最低価格での応札者が2者以上あった場合、くじにより落札候補者を決定する

(2) 入札は指定の「入札書」(受付時配布予定)を使用する。入札当日は押印した予備の「入札書」を持参すること

(3) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まない価格とすること

(4) 入札保証金 免除

(5) 提出書類は返却しません。提出書類の作成、提出に要する費用は入札参加者の負担とする

(6) 当事業は豊橋市補助金対象事業である。対象経費精算について協力すること

(7) 最低制限価格は有り

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 支払条件

第1回支払い 契約時 10%

第2回支払い 3月末 20%

第3回支払い 完成引き渡し時 70%

制限付一般競争入札申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人 東観音寺保育園
理事長 木村 直仁 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の案件に関わる制限付一般競争入札参加について申し込みます。

記

1. 公告日

令和6年11月8日

2. 工事名

社会福祉法人 東観音寺保育園 大規模改修工事

3. 工事場所

豊橋市小松原町字坪尻14番地の2

入札書

令和6年11月20日

社会福祉法人 東観音寺保育園

理事長 木村直仁 殿

入札者 住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

下記のとおり入札します。

記

金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金

1 工 事 名 社会福祉法人 東観音寺保育園 大規模改修工事

2 工 事 場 所 豊橋市小松原町字坪尻 1 4 番地の 2

- 備考
- 1 金額は算用数字を用い、頭に¥の文字を記入すること。
 - 2 訂正または抹消した箇所には押印すること。